

平成 30 年 2 月

(第 1 回)

京都府教育委員会會議録

1 開 会 会 平成30年2月6日 午後3時00分
閉 会 平成30年2月6日 午後4時35分

2 出席委員等

橋 本 教育長	烟 委 員	平 塚 委 員
上 原 委 員	安 藤 委 員	千 委 員

3 欠席委員

な し

4 出席事務局職員

小 橋 教育次長	前 川 教育監
西 村 管理部長	細 野 指導部長
磯 野 指導部理事	絹 谷 総務企画課長
安 達 教職員企画課長	阿 部 特別支援教育課長
相 馬 高校教育課担当課長	田 尻 総務企画課副課長
下 村 総務企画課副課長	中 井 教職員企画課副課長
飯 田 高校教育課副課長	野 村 総務企画課総括指導 主事
大 江 高校教育課総括指導 主事	岡 総務企画課副主査
奥 村 総務企画課主事	

5 議事の大要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 1月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

(ア) 第1号議案 平成30年2月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【綱谷総務企画課長の報告】

- 平成30年2月府議会定例会提出見込議案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案8件について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行った。
- 1点目は、「平成30年度京都府一般会計予算」及び「平成29年度京都府一般会計補正予算(第9号)」について。
- 平成30年度当初予算案の規模は、歳出総額が1260億9500万円余で、知事選を控えて骨格的予算ということで編成をされており、前年度に比べ1.3%の減になっている。
- 平成29年2月補正予算案の規模は、国の補正予算を活用して編成されたものであり、歳出総額が2億7200万円である。
- 中身については、学力向上対策、貧困・いじめ・不登校対策、教職員の働き方改革、府立学校施設整備、文化財の保護・継承の5項目を重点施策とした。
- 2点目は、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人が支え合う社会づくり条例制定の件」については、後ほど特別支援教育課長から説明する。
- 3点目は、「京都府母校応援ふるさと寄附基金条例制定の件」について、来年度から、ふるさと納税制度を活用し、府立学校の卒業生や府立学校を応援いただける方々から寄附を募り、特色づくりのための活動や部活動の応援などに活用できるような仕組みを作りたいと思っている。
- 基金の設置については、事業を実施しようと歳出をする場合、その年度の歳入を財源とする必要があるという会計上のルールがあり、今年度の歳入で今年度の歳出予算を組む場合、基金は不要だが、例えば年度をまたぐような場合は一度基金に積み立てて、歳出をするときに基金を取り崩して事業を実施するという会計的な操作が必要なため、基金条例を制定して基金を設置するものである。
- 4点目は、「京都府旅費条例一部改正の件」及び「管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件」についてであり、厳しい財政状況等を考慮し、指

定職、管理職の職員等に支給される旅費及び給与について、引き続き1年間、所要の引下げを行うものである。

- 5点目は、「京都府公告式条例一部改正の件」について、現在は、知事が規則を定めて公布する場合、知事が署名をすることとなっているが、それを簡素化し、署名ではなくパソコンによる記名に変える等の内容となっている。
- 教育委員会については、教育長の署名が教育委員会の基本規則の中に定められているので、今後、知事と条例と同じような形で署名から記名に変えるという改正をしたいと思っている。
- 6点目は、「青少年の健全な育成に関する条例一部改正の件」について、例えば子供がスマート等を買う場合にフィルタリングの制度があるということを、業者は説明をしないといけないが、その説明の義務を従来のインターネット回線業者であるだけでなく、スマートの販売代理店等にも課すというのが法律改正の中身である。そして条例に委託されているのは、説明する際には説明書を交付することとなっているが、紙の説明書だけでなく、ネット上などによる電子的な説明でも可能になるという改正である。

【阿部特別支援教育課長の報告】

- 「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人との支え合う社会づくり条例制定の件」、いわゆる手話言語条例について説明させていただく。
- 前文には条例の制定の理由が示されており、いわゆる聴覚障害のある人もない人も、共に、相互に人格と個性を尊重しながら、聞こえの共生社会というものを作っていくこととなっている。
- 内容は大きく分けて二つあり、一つは関係者の責務役割、この中には学校等の役割も含まれ、もう一つは府の基本的な政策の方向性を記載している。
- 学校等の役割として、聴覚障害児が就学している学校は、聴覚障害児が関わる教員等に対して、当該聴覚障害のある子供の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する知識や技能を修得するための研修の機会の確保、その他の措置を実施するよう努めること、そして、当該聴覚障害のある子ども及びその保護者からの相談に適切に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めることと定めている。
- 第2項では、聴覚障害の子供が就学していない学校も含めて全ての学校について記されており、児童等に対して、手話言語および聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する知識の普及に努めることとなっている。
- 次に、府の基本的な施策の方向であるが、学習の機会の提供等について、まず第1項では、小学校に入る前の子どもについてのことが書かれており、聴覚障害のある子ども及びその保護者に対して手話学習の機会やコミュニケーション手段の選択に関する相談の対応等の援助を行うこととしている。
- 第2項、第3項では府立の聾学校のことを規定しており、第2項では、手話を習得すること、手話を使用して学習すること、学校生活において手話が共通の意思疎通のための手段として使用できることを定めている。
- 第3項では手話に精通している教員の知識、教員の育成と確保に努めること、教員に対し、手話に関する知識及び技能を修得するための研修の機会を確保することを定めており、聾学校の教育環境を府が整備することとされている。
- 今後この条例が施行されれば、聾学校では条例に規定されている義務的な規定が適用となり、他の学校でも、教員研修や児童生徒へのコミュニケーション

手段に関する知識の普及について努力規定が適用される。

【質疑応答】

○ 上原委員

重点1学力向上対策の英語教育推進教員の配置に係る財源は全て京都府の負担なのか。

○ 絹谷総務企画課長

国庫補助金が3分の1で、残りの3分の2については京都府の一般財源で措置している。

○ 橋本教育長

残りの3分の2については京都府の一般財源で措置しているが地方交付税措置がされている。

○ 安藤委員

重点2貧困・いじめ・不登校対策の、SNSを活用した相談体制構築について、もう少し詳しく教えてほしい。

○ 絹谷総務企画課長

子供たちのいろいろな情報発信のやりとりが、SNSになってきている現状があり、今年度、一部の県でSNSを利用した相談のようなものを試行された。今回国が補正予算を組み、10ヶ所程度であるが、SNSを活用した相談に係る予算が計上されており、京都府でもその予算を使ってSNSによるいじめの相談を研究的にやっていこうというものの。京都府でも一度やってみて、効果や課題などを明らかにしていきたいと思っている。

○ 畑委員

京都府母校応援ふるさと寄附金条例制定の件について、各学校が設定した目標に対して寄附がされると思うが、それが予定予算を上回った場合はどうなるのか。上回ったものを教育委員会に一任するようなことはできるのか。

○ 絹谷総務企画課長

寄附者が広く府立学校のために使って欲しいというのであれば、他の学校に使うことも可能だと思うが、そこは寄付者の意図をしっかりと踏まえた上で使っていくものであると思っている。

○ 畑委員

母校応援というタイトルだと母校でない人は関係ないように見えてしまうが、なぜこのタイトルになったのか。母校応援というタイトルが付くと、歴史の深い学校と浅い学校で寄附の量に差が付く可能性がある。

○ 絹谷総務企画課長

寄附をされる方は、母校のために寄附をしていただく方、卒業生が多いのではないかということで、母校応援という名前を付けた。

○ 橋本教育長

この条例はそれぞれの学校の目的に応じて寄附を受け入れるという形である。府立学校全体に対する寄附のようなものは、もっと漠然と公教育の応援のためにというような感じで、ふるさと納税とは別に今も寄附がある。その場合は、あらかじめ財政当局と協議をした上で歳入として寄附金を受け入れ、それを財源としながら別途、寄付者の意思を反映する形で、教育委員会として判断して歳出をすることはできるため、特定の学校にかかるわらず、執行していく手段は別途ある。

イ 第3回暫定登録文化財の登録について

【磯野指導部理事の報告】

- 暫定登録文化財の登録については、8月の第1回434件、11月の第2回306件に続き、1月30日に第3回276件の登録を行い、1,016件の登録となり、目標の千件を達成した。
- 今回は、建造物180件、美術工芸品78件、有形民俗文化財14件、史跡4件の276件。
- 1,016件の内訳は、分野別では建造物548件、美術工芸品397件、有形民俗文化財45件、記念物26件。
- 市町村別では、府内の26市町村のうち、京都市含む24市町村に及び、ほぼ府内全域に暫定登録物件が所在することになった。
- 京都市が442件で最多で、多い市は長岡京市70件、宇治市76件、木津川市79件、亀岡市70件、京丹後市63件である。
- 今後の課題は、やはり地域バランスである。もともと文化財の所在や、市、町の協力体制、基礎リストの詳しさなどによって地域による偏りが生じている。
- それから京都市とのすみ分けの問題である。建造物はかなり京都市内物件に踏み込んで暫定登録を進めたが、美術工芸品は調整が進まず少数となっている。
- さらに、工芸品が0件である。美術工芸の分野は、絵画、彫刻、古文書など7分野に分かれており、この中でも工芸品は、梵鐘とか石燈籠など細分化されている。また刀剣など真贋の問題のあるものも多くあるので、工芸品については0件となっている。
- 今年度は件数を優先したので、来年度以降、地域バランス、分野でも均衡を図り、一層充実を図っていきたい。
- 今回登録の主なものについて、まず建造物では左京区法然院の方丈。江戸時代前期のもので、内部の襖絵はすでに国の重文になっている。
- 上京区の鴨沂高等学校の正門。江戸時代末期の建立で、九条家の表門を移築したもの。近世公家住宅の姿を伝えるもの。
- 京丹後市の縁城寺の本堂。江戸時代末期のもので丹後地域では大規模な仏堂。
- 次に美術工芸品。彫刻では南丹市普済寺木造伝千種姫坐像。南北朝時代のもの。
- 絵画では宇治市三室戸寺絹本着色両界曼荼羅図胎蔵界。南北朝時代のものであり、金剛界もあわせて登録をしている。
- 書籍典籍では、宇治市萬福寺所蔵の隱元隆琦ほか墨跡雪中煮茶詩巻。江戸時代のもので萬福寺の開祖の隱元が雪の日に弟子とともに、降った雪で茶を煮出し、漢詩を詠み合った巻物である。煎茶の喫茶文化の早い事例としても重要なものの。
- 考古資料では、天目茶碗「一之」銘、宮津城跡出土で桃山時代のもの。
- 三彩小壺樋ノ口遺跡出土、木津川市から出土したもので奈良時代のもの。
- 有形民俗文化財は宇治市府茶業会議所所有「宇治の製茶図」。明治時代のものであり、茶の木栽培から製茶までの各工程を描いたもの。
- 史跡は城陽市の荒見神社境内。本殿は重文で、中世末期の環境が保全されており登録した。
- いずれも貴重な文化財であり、将来府の指定等になる価値は十分あると考えている。暫定登録の調査や登録を通じ、京都府は文化財の宝庫であるということ、文化財の奥深さを痛感している。

- 今後の予定は3月中に第3回分を府の公報に告示する予定である。
- 暫定登録文化財の補助の状況は、1回、2回の登録とも修理等の要望がすでにあり、現在18件の補助事業を内定したところである。予算についても修理等5,600万円と維持管理400万円をいただきしており、ほぼ満額執行する予定である。

ウ 教職員の働き方改革の推進について

【安達教職員企画課長の報告】

- 昨年10月に実施した公立学校教員勤務実態調査の速報値、集計が出来たので報告する。
- この調査は、教員の約1割、1100人を抽出し、連続する7日間の業務記録をつけていただいて、それを集計したものである。
- 調査結果のポイントは、全国と比較して、過労死ライン相当以上超過勤務している者が多いという深刻な結果になっており、小学校は全国34%に対して52%、中学校では全国58%に対して実に72%に及んでいる。高等学校は38%、特別支援学校は31%となっている。
- なお文部科学省が昨年発表した全国調査では、小中学校のみの調査ということであるので、高校と特別支援学校についての比較データはない。
- 次に1ヶ月の平均勤務時間によって比較をしても全国調査よりも長いという結果であった。小学校は全国が約70時間に対して約86時間、中学校では全国が約93時間に対して約105時間ということになっている。高等学校では約71時間、特別支援学校では約60時間という結果であった。
- 職種においても全ての職種で時間外勤務時間が長いという結果であった。
- 週当たりで見ると、小学校では全国平均よりも約4時間、中学校では約3時間近く残業時間が長いという結果であった。
- 全国との比較では特に土曜日の勤務時間が長いという結果になっており、小学校では2時間30分で全国平均よりも1時間23分、中学校では4時間19分で、全国平均よりも1時間程度長いとなっているが、一方で土日の持ち帰り残業時間は逆に全国より短く、学校に出勤しての仕事という割合が高いという結果になっている。差し引きすると、小学校の場合は30分以上長いという結果であった。
- 次に、業務の内容に着目すると、平日の勤務は全国と比較して、授業準備の時間が小中だいたい14、5分長いという結果であり、土日の勤務は全国と比較すると小学校では、授業準備や成績処理の時間、中学校では部活動や授業準備の時間が長いという結果になっている。
- 小学校では授業準備が54分で、全国よりも41分も長く、成績処理の時間も13分長いという結果である。中学校では部活動が土日の平均で3時間弱であり、全国平均よりも45分も長いという結果になっており、授業準備も11分長い。
- 府立学校では、土日の特徴を見ると、高等学校では部活動や授業準備の時間、特別支援学校では、授業準備や学校行事の時間が長いという結果になっている。
- 文部科学省調査についても10年前の調査と比べると校種、職種にかかわらず勤務時間が大幅に増加しているということが指摘をされており、特に中学校の教員の土日勤務は部活動の時間が倍増しているという結果が示されている。
- 平成20年、21年の前回の学習指導要領の改訂によって、授業時数が各学年一コマずつ増加されたため、平日の授業時間が増加し、授業準備も増加した。中学校では、土日の部活動が平均で1日あたり1時間4分、週に換算すれば2時間8分増加したということが調査結果から示されている。

- こうした傾向は本府においても基本的に同様と考えているが、その上でも全国と比較すると勤務時間等が長くなっている。
- 小学校の状況について、現場経験のある指導主事から、指導要領の改訂でコマ数が増えた分、授業準備が土曜日に押し出されたとの意見を聞いていたが、まさにこれが裏付けられた結果となった。
- 結果をどのように受け止めるかだが、京都府の場合は困難な家庭が比較的多い中、学力テストの結果を見ても全国的に上位に位置しているということで、先生方が、より質の高い授業を実践するために、土日も出勤して授業準備や教材研究など努力をしていただいているのであろうと、その結果が調査結果に出てきたのではないかと考えている。
- また中学校の部活動が長いという結果については、この調査では理由を分析するための調査項目が無いので確実なことは説明できないが、指導主事の話では、もしかすると京都の場合は練習試合が多いのではないかと話があった。
- 部活動に関して若干補足すると、平成27年度に府内の公立中学校高等学校を対象にした調査では、土日の両方を活動している部活動は、中学校で約2割、高等学校で約3割あり、土日の従事時間は、中学校では土曜は平均3時間程度、日曜は平均1時間40分程度、高等学校は少し短くて土曜は平均2時間15分程度、日曜は1時間50分程度という結果であった。
- 中学校は今回の調査とほぼ同じ、高校は今回の調査の方が少し短い結果となっている。
- 京都府の教育はこうした先生方の献身的な努力や、長時間勤務に支えられている現状にあるが、これに頼るやり方は限界に来ており、働き方改革に向けた総合的な施策を実施していく必要があると改めて感じている。
- 部活動については、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮しながら実施すべきものであるので、現在そうした考え方立って、保健体育課を中心になって、部活動指針の策定に向けて作業を行っているところであり、今後その指針に基づいて、部活動への適正化を図っていくこととしている。
- 次に教職員の働き方改革実行計画案については、これまで学校現場における業務改善ポリシーの案として、評価指標とあわせて説明、報告をしてきたものである。
- 昨年来有識者会議や市町村教育委員会などからも意見をいただきながら策定に向けて調整していたが、昨年の11月に開催した働き方改革推進本部の際に、ポリシーという用語について馴染みが薄い、わかりにくいという意見があり、実行計画として作り直すよう指示を受けていた。2月1日に開催した京都式チーム学校推進会議や、市町村教育委員会との協議会の中で意見を伺い異論はなかったため実行計画として作り直した。
- まず表題を教職員の働き方改革実行計画案として、基本方針の記述には、この間の動き、働き方改革にかかる動向を修正して盛り込むとともに、勤務実態調査の結果も追記する。
- 取り組み方針は、12月の教育委員会で報告した平成30年度教職員の働き方改革の重点事項で書き直しをした。
- まず、1番目が学校運営指導体制の充実強化を目指す、二つ目が専門スタッフの配置促進を目指すということで今回この2項目で予算要求させていただいて、予算案を今回お願いしているところである。
- 三つ目は部活動運営の適正化と教員の負担軽減を図っていく、四つ目が学校業務のさらなる改善、五つ目が学校組織マネジメント力のさらなる向上を目指す、六つ目が学校において勤務時間を意識した働き方を推進する。七つ目とし

て、学校家庭地域の役割分担と連携協働を推進。八つ目が、数値目標の設定による進捗管理を実施と、こういう組み立てをしている。

- 改善目標についても本文の構成にしたがって修正をしている。
- 評価指標はこれまで報告いたしたものとほぼ同じということであり、最後に年次目標を設定している。
- 今後速やかに最終的に確定して、府内の市町村教育委員会、各学校の方にこの実行計画を周知していきたいと思う。そして、具体的に来年度本格的に進めていきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 畑委員

教員は時間外勤務手当が支給されなかったと思うが、数値化してみたらすごい事になるのではないか。考え方として全国平均との比較ではなく、8時間との差の数字を見る必要があるのではないか。

○ 安達教職員企画課長

給与に関して、いわゆる時間外勤務手当制度は、公立学校教員には採用しないこととなっており、私学と国立学校は時間外勤務手当制度が採用されている。

もともと、教員の勤務時間は把握しにくいため、時間外勤務手当分を織り込んだ高い水準で給与を払ってきた経過があるが、戦後、徐々に目減りして、それがわからなくなってしまい、昭和30年代に超勤手当訴訟があった。

それで文部科学省が昭和41年に全国調査を行い、その結果を整理して、1ヶ月あたり8時間という数字を出して、これが現在の教職調整額というものの基礎になっており、給料月額の4%を支給するということで制度化された。

○ 橋本教育長

何故全国平均との比較にしたかというと、今年度文科省調査の速報値というのはかなりセンセーショナルなものだったので、そのひどいと言われた全国平均の結果よりもまだひどいということがわかるようにしたが、8時間と比べてどうかというのが本来の見方であることは間違いない。

どのようにして8時間に近づけていくか、具体的なものをどれだけ出せるかがこれから取組の鍵だと思う。本当に厳しい結果であったが、なんとか改善に向けて頑張っていきたい。

○ 上原委員

重要事項の出退勤の管理や夜間の留守番電話の設定などは民間は当たり前にしているので公立ではできないということはないと思う。また、私学では時間外勤務手当が支給されるため、勤務時間管理をきちんとしていると思う。そういうところを参考にしたらいいと思う。

○ 畑委員

専門スタッフの配置充実とともに大事だと思うが、仕事のやり方とか、時間の使い方とか、自分たちの問題として当事者が本当に意識を改革していくかないと、時間外は減らないと思う。

○ 橋本教育長

本当にまじめにやれば時間外を減らせる部分は結構あると思うが、最後まで無理だと思ったのは生徒指導関係。いろいろな問題事案を含めてこれだけはどうしようもない。ここが民間と同じように考えられない部分だと思う。

しかし、意識改革は絶対必要である。先生達は今まで本当に勤務時間を無視して働いていたので、出退勤管理をするとどれだけ働いていたのかがわかつてくるはずである。これは何としても強く、現場の先生方にも伝えて訴えかけて

改善していきたいと思っている。

二 府立高校改革について

【相馬高校教育課担当課長の報告】

- まず一つ目が、口丹地域の府立高校の在り方について、去る1月30日に口丹全体としてご意見をいただくため、口丹地域における府立高校の在り方懇話会の第2回目を開催した。
- 委員の皆様からの主な意見は、口丹地域では少子化とともに志望状況が京都市内の高校に流れていること。高校の在り方を考えるに当たっては地域性を考慮してまちづくりとセットで考えてほしいということ。全国募集の可能性や学区の在り方など今の選抜制度の見直しが必要であること。地域の産業との関係では、農業教育や分校の役割も非常に大きいものであること。一方で高校において、生徒がお互いに切磋琢磨しながら力を伸ばしていくためには、一定の学校規模が必要ではないかといったことなどであった。
- 口丹地域の高校の在り方検討については、全体の懇話会を平成28年3月に開催した後、北桑田高校、須知高校について検討会議をそれぞれ4回開催してきた。
- 今回の懇話会ではそうした個別検討の結果も踏まえながら、改めて口丹地域全体の高校の在り方に関して意見を賜ったものであり、地域関係者の思いなどについて十分聞かせていただいたと考えている。
- 今後については、いただいた意見を踏まえ、口丹地域の高校の在り方について、年度内には一定の方向性を示したいと考えている。
- 次に、丹後・与謝の高校再編問題を考える会からの要望について、昨年12月の教育委員会で報告をしたが、久美浜高校の教育の充実を求める要望について、追加で署名が207筆、意見が4件、送付されたので報告をさせていただく。
- 要望内容については前回ご報告をしたものと変わっていない。

【質疑応答】

○ 番委員

先日NHKで全国募集の公立高校のドキュメント番組が放送されていたが、ユニークな事例がたくさん紹介されていた。北桑田高校をイメージしたのだが、島根県の山間の学校が紹介されており、その学校は全寮制で、統廃合をして廃校になった小学校が寮になっているというものであった。いろいろと先進的な取り組みをされている事例もあるので、もっと私たちも含めて勉強したいし、地元の方々にも情報提供をしていただけたらと思う。

(4) 閉会

教育長が閉会を宣告